

重要事項説明書 新旧対照表

変更前	変更後
表紙 (追加)	<p>表紙</p> <p>●注意事項</p> <p>この重要事項説明書につきましては、平成23年7月1日付の店頭商品CFD取引における証拠金倍率規制の施行および同年8月1日付の外国為替証拠金取引における証拠金規制の施行に伴うレバレッジの変更等、非常に重要な事項が含まれております。本書面記載の変更概要を必ず良く読みご理解いただきますようお願いいたします。</p>
平成23年2月19日の本改訂以降、マスター口座を株価指数口座以外のお客様のご希望の口座へ設定変更するサービスを開始する予定としております。当該サービスの提供の開始については、メール及び当社ホームページにおいてご案内いたします。その際、本重要事項説明書の再交付は予定しておりません。	マスター口座を、お客さまのご希望する株価指数口座以外に設定変更できるサービスの提供を開始した場合、ホームページ等においてご案内いたしますが、本重要事項説明書の再交付は予定しておりません。
<p>1.金融商品取引業者および商品先物取引</p> <p>なお、同年3月31日までの金融商品取引業協会の苦情処理・あっせん業務は、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターに委託されています。</p>	<p>1.金融商品取引業者および商品先物取引</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>5. (5)強制ロスカット</p> <p>証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未執行注文の保有に必要とされる維持証拠金額の75%に達し、あるいは下回った場合、お客様への事前の通知なく、未執行の注文の強制取消し、および未決済の売買注文を一部あるいは全部を強制的に決済(以下「強制ロスカット」といいます。)します。</p>	<p>5. (5)強制ロスカット</p> <p>証拠金有効残高がお客様のポジションおよび未決オーダーの保有に必要とされる維持証拠金額の75%に達し、あるいは下回った場合、お客様への事前の通知なく、未執行の注文の強制取消し、および未決済の売買注文を一部あるいは全部を強制的に決済(以下「強制ロスカット」といいます。)します。</p>
<p>6.証拠金の必要額・計算方法</p> <p>商品先物CFD取引にかかる維持証拠金額は銘柄ごとに定められています。維持証拠金額はお取引時に必ず取引システム内の取引情報にてご確認ください。</p> <p>:(中略)</p> <p>商品直物CFD取引にかかる証拠金率は銘柄ごとに定められています。証拠金率はお取引時に必ず取引システム内の取引情報にてご確認ください。維持証拠金額は取引総額に証拠金率を乗じた金額となります。</p>	<p>6.証拠金の必要額・計算方法</p> <p>商品直物CFD取引にかかる証拠金率および商品先物CFD取引にかかる維持証拠金額は平成23年6月25日までは銘柄ごとに定められています。平成23年6月26日以降、商品直物CFD取引および商品先物CFD取引にかかる証拠金率は原則として5%(レバレッジ20倍からの設定となり、銘柄ごとに定められます。維持証拠金額は取引総額に証拠金率を乗じた金額となります。ただし、市場環境の状況およびその他の要因により、すべての銘柄または一部の銘柄で5%を超える証拠金率が適用される場合があります。また変動証拠金制度が適用される銘柄については保有ポジション数が増加すると、証拠金比率も上昇(レバレッジは低下)することになります。各銘柄の維持証拠金率はお取引時に必ず取引システム内の取引情報にてご確認ください。</p>
<p>14.取引のリスクに関する確認事項</p> <p>【株価指数CFD取引】(1) 価格変動のリスク</p> <p>お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはオープンポジションを反対売買する「強制ロスカット」を行います。</p>	<p>14.取引のリスクに関する確認事項</p> <p>【株価指数CFD取引】(1) 価格変動のリスク</p> <p>お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を行います。</p>
<p>14.禁止行為</p> <p>(1)当社は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。</p>	<p>14.禁止行為</p> <p>(1)当社は、金融商品取引法もしくは商品先物取引法により、顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。</p>
<p>14.禁止行為(1)</p> <p>店頭金融先物取引契約</p>	<p>14.禁止行為(1)</p> <p>店頭デリバティブ取引契約</p>
	※以下全て(「店頭金融先物取引契約」を「店頭デリバティブ取引契約」)に変更
<p>14.禁止行為(1)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p>14.禁止行為(1)</p> <p>店頭デリバティブ取引について、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。</p>
<p>14.禁止行為(1)</p> <p>あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為。</p>	<p>14.禁止行為(1)</p> <p>あらかじめ顧客の指示または顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為。</p>

<p>14.禁止行為(1)</p> <p>(追加)</p>	<p>14.禁止行為(1)</p> <p><u>店頭デリバティブ取引を行う場合において、ロスカット取引を行っていないと認められる状況、もしくはロスカット取引を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、本取引業を継続すること。</u></p> <p><u>店頭デリバティブ取引について、売値及び買値の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。</u></p> <p><u>顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。</u></p>
	<p>改訂 平成23年6月25日</p>